

規制シート(様式)

160199200630002

平成28年12月9日

規制の名称	介護労働安定センターが作成する業務規程の認可	所管府省	厚生労働省
根拠法令等	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成4年法律第63号)第19条	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	職業安定局雇用政策課介護労働対策室長 源内 正則
規制目的	介護労働安定センターによる雇用安定事業等関係業務の実施において、公益性及び非営利性が十分に確保されることを目的とする。		
規制内容の概要	介護労働安定センターが介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第18条に定める雇用安定事業等関係業務を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程(業務規程)を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならないもの。	関連する予算	-
規制の最近の改廃経緯	-	関連する政策評価結果	-
規制を維持、改革又は新設する理由	介護労働安定センターは、厚生労働大臣の指定を受けて国に代わって介護労働者の福祉の増進を図るための雇用安定事業等関係業務を行うものであり、国から交付金が交付されるものでもあるので、雇用安定事業等関係業務が適正かつ確実に実施される必要があるため。	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	-		
見直し条項	-		
次の見直し時期	平成33年度		